

平成20年 3月 1日改訂

平成22年 8月 6日改訂

平成24年11月 1日改訂

平成25年 9月18日改訂

2023年08月15日改訂

安全管理規程

東都観光バス株式会社

第1章 総則

第1条 目的

第2条 適用範囲

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

第3条 輸送の安全に関する基本的な方針

第4条 輸送の安全に関する重点施策

第5条 輸送の安全に関する目標

第6条 輸送の安全に関する計画

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第7条 社長等の責務

第8条 社内組織

第9条 安全統括管理者の選任及び解任

第10条 安全統括管理者の責務

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第11条 輸送の安全に関する重点施策の実施

第12条 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達

第13条 事故、災害等に関する報告連絡体制

第14条 輸送の安全に関する教育及び研修

第15条 輸送の安全に関する内部監査

第16条 輸送の安全に関する業務の改善

第17条 情報の公開

第18条 輸送の安全に関する記録の管理等

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条第2項第2号の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規定は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾ける等、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 当社の業態が「運輸事業」であり、「サービス事業」であることを理解し、「運輸事業」と「サービス事業」双方の最大の使命が『安全輸送』であることを強く認識した上で事故撲滅の実現を命題とする。

3 無事故三原則の厳守

前提：“私は絶対に事故をしない、という固い決意のもと”

<無事故三原則>

- (1) “無理をしない”（スピード、車線変更、合流、信号、体調等）
- (2) 防衛運転の徹底

防衛運転・・・常に最悪の状況を想定し（危険かもしれない）、
それに備えた運転。

（3）譲り合いの精神

- 4 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（P l a n・D o・
C h e c k・A c t）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより
全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

（輸送の安全に関する重点施策）

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- ①輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - ②輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的且つ効率的に行うよう努めること。
 - ③輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - ④輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - ⑤輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

（輸送の安全に関する目標）

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

(社長等の責務)

第7条 社長は輸送の安全確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは輸送の安全確保に関し予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは輸送の安全確保に関し安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- ①安全統括管理者
 - ②運行管理者
 - ③整備管理者
 - ④その他必要な責任者
- 2 **運輸事業部長**は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し管内営業所長を統括し、指導監督を行う。
 - 3 所長は、安全統括管理者もしくは**運輸事業部長**の命を受け、輸送の安全

確保に関し所内を統括し指導監督を行う。

- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当する事となった時は当該管理者を新たに選任する。

- ①国土交通大臣の解任命令が出された時。
- ②身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行う事が困難になった時。
- ③関係法令等の違反又は輸送の安全確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行う事が輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれがあると認められた時。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は次に掲げる責務を有する。

- ①全社員に対し関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- ②輸送の安全確保に関しその実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- ③輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- ④輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。

- ⑤輸送の安全確保の状況について定期的に且つ必要に応じて随時内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- ⑥経営トップ等に対し、輸送の安全確保に関し必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- ⑦運行管理が適正に行われるよう運行管理者を統括管理すること。
- ⑧整備管理が適正に行われるよう整備管理者を統括管理すること。
- ⑨輸送の安全を確保するため社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- ⑩その他の輸送の安全確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 経営トップと現場の運行管理者や運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。又、安全性を損なうような事態を発見した場合には看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告

連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため少なくとも1年に1回以上適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を速やかに経営トップに報告すると共に、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合もしくは輸送の安全確保のために必要と認める場合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度な安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規定、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

- 2 運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に関する会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。